

原本不鮮明

の廢止を始め、各種の社交儀禮及び會合等より生ずる悪弊を改める等生活の合理化を圖り極力勞力と時間を生み出す工夫を凝らし、新たな生活設計により各種生活の合理化が行はれなければならぬ。

尙當日は司法記念日に當り違法運動の日として特に經濟道德の昂揚を圖り、他方國民体育週間運動の期に相當し、体力の増強を圖ることとなつてゐるので、部落會、町内會、隣保班に於ては右の精神を大いに普及徹底するに努められたい。

實踐事項

- 一、生活集團化の強化（例へば共同買出し、託兒の勵行等）
- 一、規律ある生活の勵行（時間の活用、餘暇の善用）
- 一、部落會、町内會を中心とする生活合理化
- 一、違法精神の徹底
- 一、体力の増強

閣乙第一二〇號

昭和十六年十月三十一日

決定

年月日

行

年月日

行

年月日

行

年月日



内閣官房



昭和十六年十月三十一日

内閣官房總務課長

- 内閣官房記録課長
- 内閣官房會計課長
- 内閣恩給局長
- 内閣統計局長
- 内閣印刷局長

宛(各通)

法省金町  
 内閣官房  
 庶務課  
 庶務係  
 庶務係長  
 宛

内閣東北局長

内閣紀元六十年皇典事務局長

總力戰研究所長

内閣總理大臣秘書官

明治節奉祝實施要綱ニ關スル件

標記ノ件別紙ノ通大政翼贊會事務總長ヨリ申越有  
之候條可然御配意相成度依命此段及通牒候

組勅第七一號

昭和十六年十月十六日

大政翼贊會事務總長 石渡 莊太郎



内閣書記官長 殿

明治節奉祝實施要綱ニ關スル件

明治節奉祝ニ關シ別紙ノ通り道府縣及六大都市支部長宛  
通牒致置候ニ付テハ之ガ實施上特別ノ御協力賜リ度此段  
及御依頼候也





組動第七一號

昭和十六年十月十六日

大政翼贊會事務總長 石渡 莊太郎

大政翼贊會  
各道府縣支部長  
六大都市支部長 殿

明治節奉祝實施要綱ニ關スル件

明治節奉祝ニ關スル實施要綱別紙ノ通り決定相成候條可  
然御配慮相成度此段及通牒候也

國民奉祝實施要綱

一、趣旨

謹ミテ明治節ヲ壽キ奉リ 明治天皇ノ 聖德ヲ仰キ御鴻業ヲ俾ビ奉ル  
ト共ニ併セテ宏謨ニ翼賛シ奉レル先人奉公ノ赤心ヲ體シ愈々盡忠報  
國ノ精神ヲ昂メ特ニ時局ノ現段階ニ於ケル國民ノ重大使命ヲ自覺シ  
國家ノ總方ヲ擧ケテ大東亞共榮圈ノ建設ニ邁進スルノ決意ヲ一層堅  
カラシメントス

二、實施方法

- (一) 當日午前九時ヲ期シ「國民奉祝ノ時間」ヲ設定シ左ノ要領ニ依リ  
國民奉祝ノ途ヲ講スルコト此ノ爲同時刻ニハ汽笛、サイレン、鐘  
其ノ他適當ナル周知方法ヲ講スルコト
- 尙ラジオハ同時刻ニ「國民奉祝ノ時間」ノ放送ヲ行フコト
- (二) 各家庭ニ於テハ「國民奉祝ノ時間」ニ夫々宣讀奉拜ヲ行フコト
- (三) 市區町村ニ在リテハ市區町村民ノ爲神社、學校、公會堂等適當ナル場所ニ於テ祝賀ノ方法ヲ講シ本文趣旨ノ徹底ヲ圖ルコト

(四)官公衛、學校、銀行、會社、工場、船舶等ニ於テハ式典ヲ行フト  
共ニ本文趣旨ノ徹底ヲ圖ルコト  
(五)官國弊社以下神社ニ於テ執行セラル、明治節祭ニハ市區町村民ハ  
多數參列スルコト  
尙神社ノ祭典ハ成ルヘク午前十時ヲ期シテ執行セラル、豫取計フ  
コト  
(六)式典其ノ他奉祝ノ行事ハ神社ノ祭典ト密接ナル關聯ノ下ニ行フコ  
ト

供覽

大政翼贊會

總庶企第四二四號  
昭和十六年十一月十二日

內閣總理大臣 東條英機 殿

大政翼贊會事務總長事務取扱  
安藤 紀三郎

擔當  
總務局庶務部  
部員 宮下 守

民防空對策ノ整備強化ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ曩ニ九月十八日附總庶企第二八三號ヲ以テ本  
會第九調査委員會ノ審議結論ヲ上申致置タル處其ノ後該委員會委  
員ガ這般施行ノ防空訓練演習ヲ實地視察調査シタル結果ニ基ク所  
見ニ徴シ

- (一)防空ニ關スル設備資材ノ充實
  - (二)防空活動ニ關スル組織及訓練ノ整備強化
- ヲ計ル爲防空法ヲ改正スベシトスル要望極メテ緊切ナルモノ有之

三三三  
明甲四二七